

(参考資料2) 他団体の実施事例について

1 法定税の超過課税

団体名	三重県桑名市	岡山県美作市	北海道釧路市	大阪府箕面市	北海道上川町	大分県別府市
税目名(種別)	入湯税(法定目的税)	入湯税(法定目的税)	入湯税(法定目的税)	入湯税(法定目的税)	入湯税(法定目的税)	入湯税(法定目的税)
納税義務者	鉱泉浴場の入湯客	鉱泉浴場の入湯客	鉱泉浴場の入湯客	鉱泉浴場の入湯客	鉱泉浴場の入湯客	鉱泉浴場の入湯客
課税免除等	<ul style="list-style-type: none"> <li>年齢12歳未満の者</li> <li>共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</li> <li>学校の行事として行われる修学旅行の生徒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年齢12歳未満の者</li> <li>共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</li> <li>負傷又は疾病の療養を目的とした長期入湯客(要診断書)</li> <li>修学旅行等の学生、生徒又は児童で所属学校の長が発行する証明書類を有する者</li> <li>福祉施設等における入湯者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>義務教育に就学中の者及び就学前の者</li> <li>共同浴場一般公衆浴場で宿泊施設を有しないもの又はこれらに類する浴場に入湯する者</li> <li>一般公衆浴場で宿泊施設を有するものに入湯する者のうち日帰り者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年齢12歳未満の者</li> <li>共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年齢12歳未満の者</li> <li>共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</li> <li>修学旅行の団体で義務教育を受けている生徒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年齢12歳未満の者</li> <li>共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</li> <li>修学旅行を目的とする高等学校以下の団体客</li> <li>上記以外に市長が特に必要があると認められた者</li> </ul>
徴収方法	特別徴収(鉱泉浴場の経営者)	特別徴収(鉱泉浴場の経営者)	特別徴収(鉱泉浴場の経営者)	特別徴収(鉱泉浴場の経営者)	特別徴収(鉱泉浴場の経営者)	特別徴収(鉱泉浴場の経営者)
税率	1人1泊(又は1日) ・ホテル又は旅館及びこれに類する施設利用者 210円 ・国民宿舎、寮、保養所及びこれに類する施設利用者 150円 ・入湯料金を徴収する上記以外の施設を利用する者 60円 <small>※下線部は改正箇所 改正前は全て150円</small>	1人1日 200円	1人1泊(又は1日) ・一般の宿泊者 250円 ・国際観光ホテル整備法上の登録ホテル・旅館以外の一般の宿泊者 150円 ・一般の日帰り者 90円 ・修学旅行の学生生徒 10人以上の団体・宿泊 70円 10人以上の団体・日帰り 40円	1人1日 ・宿泊し入湯する者 200円 ・宿泊せず入湯する者 75円 ・修学のための団体の生徒又は学生は上記のそれぞれ半額	1人1日 ・一般の宿泊者 250円 ・国際観光ホテル整備法に規定する登録ホテル等以外の一般の宿泊者 150円 ・一般の日帰り者 150円 ・修学旅行の学生、生徒の団体 10人以上及び療養のため7日以上滞在し入湯する者 75円	1人1日・宿泊料金又は飲食料金 *1,500円以上2,000円以下 50円 *2,001円以上4,500円以下 100円 *4,501円以上6,000円以下 150円 *6,001円以上50,000円以下 250円 *50,001円以上 500円 *娯楽施設等における鉱泉浴場の利用 40円 ※長期滞在者・療養者上記の1/2
H29収入額 (〇は超過課税分)	7,129万円 (1,188万円)	4,238万円 (1,059万円)	1億6,273万円 (4,635万円)	7,515万円 (1,124万円)	8,909万円 (-)	3億2,435万円 (-)
超過課税分の用途	標準税率分と合わせ観光、環境、消防施設等の費用に充当	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準税率と合わせ観光、環境、消防施設等の費用に充当</li> <li>徴収した入湯税のうち、観光振興助成事業分として50%を施設のある温泉旅館組合に、そのうち15%を観光協会に還元。</li> </ul>	関係団体と釧路市による「阿寒湖温泉地区観光振興検討会」で毎年協議して次年度の用途を決定。市からの補助金として阿寒湖温泉での観光振興事業を支援する仕組み ・国際観光地整備事業 ・おもてなし事業	標準税率分と合わせ観光、環境、消防施設等の費用に充当	<ul style="list-style-type: none"> <li>超過課税分は、DMC大雪山ツアーへの補助金と基金に積立て</li> <li>層雲峡温泉周辺の豊かな自然を活かした体験型観光の推進などに充てる。</li> </ul>	超過課税分の用途に関する審議会を設置。(用途の協議→市長に答申→予算化→議会へ提案) ①温泉資源の保護、確保 ②観光客の快適性確保 ③観光客の安全・安心の確保 ④観光客を増加させるための事業推進 ⑤観光客の受入態勢の充実
超過課税実施時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年4月1日</li> <li>昭和53年より実施(旧長島町)</li> <li>平成16年合併後、5年間は現行税率とし、その後全市で実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年4月1日</li> <li>5町1村の合併に伴い実施。</li> <li>旧美作町は合併前、入湯税150円、入湯料50円徴収</li> </ul>	平成27年4月1日(10年間) ※国際観光ホテル整備法の登録施設(ホテル3施設・旅館6施設)	平成28年6月1日	平成30年4月1日 ※国際観光ホテル整備法の登録施設(旅館4施設)	平成31年4月1日(5年間)
備考	一般会計で経理	一般会計で経理	引上げ分は基金に積立て(釧路市観光振興臨時基金)	一般会計で経理	引上げ分は基金に積立て(上川町観光振興基金)	引上げ分は基金に積立て(別府市観光みらい創造基金)

2 法定外税（目的税・普通税）

団体名	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道倶知安町
税目名(種別)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)
目的等	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用を充てるため	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と融和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する経費に充てるため	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
課税客体	ホテル又は旅館への宿泊	ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊又は住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊施設(民泊)における宿泊	・旅館業法に規定する旅館業を営む施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を営む施設への宿泊行為	・旅館業法の許可を受けた旅館、ホテル又は簡易宿所への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法の規定する住宅宿泊事業を営む施設への宿泊行為	・旅館業法の許可を受けた旅館、ホテル又は簡易宿所への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法の規定する住宅宿泊事業を営む施設への宿泊行為
課税標準	ホテル又は旅館への宿泊数	ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊及び民泊における宿泊数	ホテル、旅館、簡易宿所、住宅宿泊事業を営む施設への宿泊数	ホテル、旅館、簡易宿所、住宅宿泊事業を営む施設への宿泊数	ホテル、旅館、簡易宿所、住宅宿泊事業を営む施設への宿泊料金
納税義務者	ホテル又は旅館の宿泊者	ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊及び民泊における宿泊者	ホテル、旅館、簡易宿所、住宅宿泊事業を営む施設への宿泊者	ホテル、旅館、簡易宿所、住宅宿泊事業を営む施設への宿泊者	ホテル、旅館、簡易宿所、住宅宿泊事業を営む施設への宿泊者
課税免除等	宿泊料金が1人1泊10,000円未満の宿泊	宿泊料金が1人1泊7,000円未満の宿泊	・学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行、その他学校行事に参加している者 ・修学旅行その他学校行事の引率者	—	・学校教育法第1条に規定する学校(大学除)の幼児、児童、生徒学生及び引率者で当該学校が主催する修学旅行、その他行事に参加している者 ・職場体験を行う生徒又は学生
徴収方法	特別徴収(特別徴収義務者:ホテル又は旅館の経営者)	特別徴収(特別徴収義務者:ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊及び住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊施設の経営者)	特別徴収(特別徴収義務者:旅館業又は住宅宿泊事業を営む者)	特別徴収(特別徴収義務者:旅館業又は住宅宿泊事業を営む者)	特別徴収(特別徴収義務者:旅館業又は住宅宿泊事業を営む者)
税率	1人1泊(宿泊料金) ・10,000円以上15,000円未満 100円 ・15,000円以上 200円	1人1泊(宿泊料金) ・7,000円以上15,000円未満 100円 ・15,000円以上20,000円未満 200円 ・20,000円以上 300円	1人1泊(宿泊料金) ・20,000円未満 200円 ・20,000円以上50,000円未満 500円 ・50,000円以上 1,000円	1人1泊(宿泊料金) ・20,000円未満 200円 ・20,000円以上 500円	宿泊料金の2%
H29収入額	23億6,100万円	7億7,100万円	45億6,000万円(見込)	7億2,000万円(見込)	約3億8,000万円(見込)
使途	・消費拡大に向けた観光経営 ・集客力が高く良質な観光資源の開発 ・観光プロモーションの新たな展開 ・MICE誘致の新たな展開 ・外国人旅行者の受入環境の向上 ・日本各地と連携した観光振興	・観光客と地域住民相互の目線に立った受入環境整備の推進 ・魅力づくり及び戦略的なプロモーションの推進	・住む人にも訪れる人にも京都の品格や魅力を実感できる取組(文化財保護、歴史的景観の保全、観光や文化の担い手育成等) ・入洛客の増加などに対する受入環境の整備(観光地案内標識の整備、観光地トイレの拡充等)	次の3つの方向性を軸に、毎年度検討 ・まちの個性に磨きをかける歴史、伝統、文化の振興 ・観光客の受入れ環境の充実 ・市民生活と調和した持続可能な観光の振興	・リゾート地としての質の向上 域内交通網の整備 羊蹄山・ニセコの環境保全 安全・安心なリゾートの形成 ・リゾート地としての魅力の向上 観光インフラの整備(観光人材の育成を含む)、新幹線を意識したまちづくり
執行年月日	平成14年10月1日 ・5年毎に施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し必要な措置を講じる	平成29年1月1日 平成30年10月1日(民泊追加) 令和元年6月1日(非課税を7千円未満に引下げ)	平成30年10月1日 ・5年毎に施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し必要な措置を講じる	平成31年4月1日 ・5年毎に施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し必要な措置を講じる	令和元年11月1日(予定) ・5年毎に施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し必要な措置を講じる

団体名	山梨県富士河口湖町	岐阜県	沖縄県伊是名村他3村	静岡県熱海市	福岡県太宰府市
税目名(種別)	遊漁税(法定外目的税)	乗鞍環境保全税(法定外目的税)	環境協力税等(法定外目的税)	別荘等所有税(法定外普通税)	歴史と文化の環境税(法定外普通税)
目的等	河口湖及びその周辺地域における環境の保全、環境の美化及び施設整備の費用に充てるため	傑出した自然の風景地である乗鞍地域の自然環境の保全に係る施策に要する費用に充てるため	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備の費用	自然環境や立地条件の良さから一戸建て別荘やリゾートマンションの建設が相次いでいたことにより、生活関連施設や消防はしご車、救急車の整備などの行政需要が増大し、経費の一部を別荘等所有者に負担をして頂くため	歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備を図り、環境にやさしい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造する費用に充てるため
課税客体	河口湖での遊漁行為	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車運転し自ら入る又は他人を入り込ませる行為	旅客船、飛行機(ヘリコプター)等により村へ入域する行為	別荘等の所有	有料駐車場に駐車する行為
課税標準	遊漁行為を行う日数	乗鞍鶴ヶ池駐車場の自動車進入回数	旅客船、飛行機(ヘリコプター)等により村へ入域する回数	別荘等の延面積	有料駐車場に駐車する台数
納税義務者	遊漁行為を行う者	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者(自動車の運転者が、運転者以外の者の行う事業に従事して当該自動車を運転する場合にあつては、事業を行っている者)	旅客船、飛行機(ヘリコプター)等により村へ入域する者	次の家屋の所有者 ・本人、家族が別荘等で所有する家屋 ・別荘等として貸し付けている家屋 ・旅館業法の許可を受けていない寮、保養所など	一時有料駐車場の利用者
課税免除等	中学校を卒業するまでの者 障害者	・緊急車両 ・駐車場、施設等を整備、管理又は運営するために使用する自動車 ・公益上、その他やむを得ないと認められる用務に使用する自動車	中学生(伊平屋村は高校生) 障害者	貸付けている	・地方税法第292条第1項第9号に規定する障害者 ・上記の障害者に準ずる者
徴収方法	特別徴収(特別徴収義務者:組合その他の遊漁税の徴収について便宜を有するもので町長が指定する者)	特別徴収(特別徴収義務者:駐車場料金徴収者)ただし、一般乗合用バスは申告納付	特別徴収	普通徴収 (納期:年4回)	特別徴収 (特別徴収義務者:有料駐車場の業者)
税率	1人1日につき200円	以下を運転する者1回につき(乗車定員) 30人以上の観光バス 3,000円 30人以上の一般乗合用バス 2,000円 11人以上29人以下の自動車 1,500円 10以下の自動車等 300円	1回の入域につき1人100円	1㎡:650円	・2輪車(自転車を除く) 50円/回 ・乗用車(定員10人以下) 100円/回 ・マイクロバス(定員29人以下) 300円/回 ・大型バス(定員29人超) 500円/回
H29収入額と用途	835万円 駐車場、公衆便所、河口湖周辺道路その他の施設の整備	1,225万円 ・徴収から徴収費用を控除して得た額を乗鞍地域の環境保全に充てる ・人が入り込むことによってもたらされる環境負荷の低減策(環境パトロール員やネイチャーガイドの設置等)とその影響調査	伊是名村 424万円 伊平屋村 339万円 渡嘉敷村 1,374万円 座間味村 1,000万円(見込)	5億2,421万円	8,700万円 観光・産業の振興、環境保全等まちづくりのために使用 ※歴史と文化の環境税運営協議会で出された意見や提言を踏まえ、目的税的普通税として、用途を明確化した上で活用

団体名	山梨県富士河口湖町	岐阜県	沖縄県伊是名村他3村	静岡県熱海市	福岡県太宰府市
税目名(種別)	遊漁税(法定外目的税)	乗鞍環境保全税(法定外目的税)	環境協力税等(法定外目的税)	別荘等所有税(法定外普通税)	歴史と文化の環境税(法定外普通税)
施行年月日	平成13年7月1日	平成15年4月1日 ・3年毎に自然環境保全の在り方について検討を加え必要な措置を講ずる	伊是名村平成17年4月25日 伊平屋村平成20年7月1日 渡嘉敷村平成23年4月1日 座間味村平成30年4月1日	昭和51年4月1日 平成28年3月31日更新 (適用期間5年)	平成15年5月23日 平成30年5月23日更新 (適用期間3年間)
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1日遊漁券の場合は、遊漁券を購入の際に遊漁税も徴収</li> <li>・年間券、シーズン券の場合は、その都度、遊漁税券を購入</li> <li>・税収は河口湖治水組合に負担金として拠出され、環境の美化、施設整備に使われる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車で入り込む人に着目した税であることから、車種ごとの1人あたりの金額を決めて、車種ごとの平均乗車人数を勘案して税率を決定</li> <li>・環境に配慮した低公害車の軽減税率も検討したが、「人」に着目している趣旨との整合性が図れないため軽減は行っていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊是名村では環境協力税の導入時に住民を課税対象外とする考えであったが、総務省及び沖縄県との調整の結果、入域する観光客だけに課税をするのは税の公平性から認められず、課税を行うならば運天港で船舶に乗船する観光客ばかりではなく、住民に対しても課税し、乗船する人全員に課税すべきであるという調整結果がだされた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用の有無にかかわらず、住民票と税申告のない方に課税</li> <li>・固定資産税、都市計画税、市県民税均等割(家屋敷課税)は、別途、徴収</li> <li>・徴収費用は年間約1,662万円</li> </ul>	<p>【次の駐車場は除外】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月極駐車場(住居用、事業所・店舗用、通勤・通学用)</li> <li>・事業所・店舗等に付随する駐車場(もっぱら来客用のもの)</li> <li>・臨時的駐車場(駐車可能台数5台以下又は営業日数が年間10日以下)</li> </ul>

### 3 その他(協力金、寄付金など)

団体名	東京都千代田区	山梨県・静岡県	鹿児島県屋久島町	沖縄県竹富町	福島県いわき市
名称	有料公衆トイレ	富士山保全協力金	屋久島山岳部環境保全協力金	竹富島入域料	企業版ふるさと納税
目的	誰でも快適に利用できる、安全で明るく清潔なトイレの維持管理のため ※千代田区公衆便所の設置及び管理に関する条例に基づき徴収	美しい富士山を後世に引き継ぐため、富士山の環境保全や登山者の安全対策を図る	世界遺産地域をはじめとする屋久島の山岳部の自然環境を将来にわたって保全するため、トイレや登山道等の利用施設の維持管理と、安心して安全な自然体験の環境整備を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亜熱帯の自然と島民の暮らしが育んだ竹富島の貴重な生態系と農村集落景観の保全・再生</li> <li>・それらを保全・再生するための調査研究、技術の継承、人材育成の推進</li> </ul>	【事業名】 いわきツーリズム魅力発信事業
施行年月日	平成18年10月	平成26年7月1日	平成29年3月1日	令和元年9月1日(5年間)	平成29～令和元年度
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料の額 100円(障害者・小学生以下は無料)</li> <li>・平成18年に約1億円をかけて建設</li> <li>・秋葉原駅東側広場内公衆便所(オアシス@akiba)</li> <li>・喫煙、情報コーナーを設置し、スタッフを常駐させ清掃、受付管理を行う</li> <li>※利用者数 約9万人/年度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力金の額 基本1,000円(子どもや障がい者は協力可能額)</li> <li>・7月1日から9月11日の期間実施</li> <li>・H29協力費 山梨県 9,671万円(協力率56.9%) 静岡県 5,205万円(協力率48.2%)</li> <li>・記念品(協力者証)、温泉施設等の割引優待あり</li> <li>・富士山の環境保全、登山者の安全対策等の事業に充当</li> <li>・公平で効率的なものとするため、強制徴収も視野に入れて検討中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力金の額 日帰り利用者1,000円 山中泊利用者2,000円</li> <li>・実施期間3月1日から11月30日</li> <li>・H29収入額 6,540万円(協力率79.16%)</li> <li>・支出総額 5,970万円 山岳トイレの維持管理経費や協力者証作成費、残額は基金に積立て</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力金の額 300円</li> <li>・原則徴収免除の対象 竹富町民、竹富郷友会、竹富島に家族を有する高校生以下、通勤者、町職員、中学生以下、障がい者</li> <li>・使途 「地域自然環境保全等事業費」、「(一財)竹富島地域自然資産財団の運営費」及び「入域料の収受業務に係る費用」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄付金の額 H29 寄付額 500万円(1社)</li> <li>・事業費 500万円</li> <li>・事業概要 市周遊のモニターツアーの実施とともに、夏季にシャトルバスを運行し、周遊観光を促進</li> </ul>

出典：総務省ホームページ(決算カード等)・各団体の例規集、ホームページ及び聞き取り調査をもとに作成